

令和6年度「教育に関する事務の管理及び執行状況」 の点検・評価について

1 点検・評価の根拠

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 第26条
 - ・ 教育委員会が自らの権限に属する事務の管理・執行状況について、毎年度、点検・評価すること。
 - ・ その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表すること。
 - ・ 点検・評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ること。

2 点検・評価の対象

- 令和6年度における教育委員会の活動状況
- 県教育委員会が「第6次山形県教育振興計画後期計画」に基づき令和6年度に重点的に取り組んだ事務事業

3 学識経験者の知見の活用

- 学識経験者等で構成する「第7次山形県教育振興計画推進委員会」において意見聴取を行う。

4 スケジュール

- 9月1日 第7次山形県教育振興計画推進委員会において、報告書（案）に関して意見聴取
- 9月10日 9月定例会教育委員会において、報告書を決議
- 10月9日 県議会9月定例会の最終日に決算資料とともに県議会に提出
- 10月10日 県のホームページにおいて公表